

2021年度 環境経営レポート

(2021年3月1日～2022年2月28日)

～人も自然も輝く未来に～

予防法務で
中小企業の環境経営を支援します

弁護士法人赤津法律事務所

2022年4月20日



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を表現しよう</p> 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>12 つくる責任つかう責任</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 

ごあいさつ

私は、四大公害訴訟の頃、テレビで、被害住民の方々が大企業に勝訴するのを見て感動し、弁護士を志しました。

弁護士登録以来、環境裁判や弁護士会活動を通じて、環境問題に取り組んできました。そのなかで、地域の環境保全には地域経済の問題が大きく関わっていることが見えてきました。

当事務所は、弁護士事務所として地域経済の維持発展に貢献するため、地域経済を支える中小企業を、予防法務を通じて、その環境経営を支援します。

当事務所は、エコアクション21に取り組むことで自ら襟を正し、中小企業環境経営の普及啓発を事務所の使命とすることで、志ある中小企業家の方々とともに、人も自然も輝く未来、豊かで美しく多様性のある地域社会、を目指します。



2022年3月吉日 弁護士法人 赤津法律事務所

代表社員 赤津 加奈美

《経営理念》

私たちは、人も自然も輝く未来を、目指します。

〈環境方針〉

環境法を専門とし、予防法務を通じて、地域経済の発展と地球環境の保全に貢献します。

〈環境行動指針〉

1. 環境関連法規制や当事務所が約束したことを順守します。
2. 以下について具体的な環境目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ①脱炭素社会のための省エネルギー
 - ②循環型社会のための省資源、廃棄物の削減
3. 環境法と予防法務の知識研鑽に努め、環境経営やコンプライアンス経営の支援、普及、啓発、に取り組みます。

制定日：2005年12月13日

改定日：2016年4月7日

改定日：2021年5月1日

代表社員 赤津 加奈美

□登録事業所の概要

事業者名及び代表者名 弁護士法人赤津法律事務所
代表社員 赤津加奈美
所在地 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目6-8 堂島ビルヂング 618号

環境保全関係の責任者及び担当者連絡先
環境管理責任者 大川 章江
連絡先 TEL06-6366-1003

事業内容 弁護士業務、中小企業のための予防法務、環境経営支援

事業の規模 売上高 1,700万円/年
従業員 2名(2022年3月現在)
事務所床面積 51.70㎡
事業年度 毎年3月1日～翌年2月28日
認証登録範囲 全組織



弁護士法人赤津法律事務所 実施体制図及び役割・責任・権限表

- ・環境経営に関する統括責任
- ・環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備
- ・環境管理責任者を任命・環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知
- ・環境目標・環境活動計画書を承認
- ・代表者による全体の評価と見直しを実施
- ・環境経営レポートの承認

- ・環境経営システムの構築、実施、管理
- ・環境関連法規等の取りまとめ票の作成
- ・環境目標、環境活動計画書原案の作成
- ・環境活動の取組結果を代表者へ報告
- ・環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施
- ・環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施
- ・環境経営レポートの作成、公開(事務所に備付けと地域事務局への送付)
- ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
- ・環境活動の実績集計
- ・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚
- ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

代表者(代表社員)

赤津 加奈美

環境管理責任者
(事務局)

大川 章江



🌸🌸🌸 環境目標とその実績 🌸🌸🌸

当事務所における環境目標と実績は次のとおりです。

項目	年度	2013年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年
		(基準)	(実績)	(実績)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(目標)
二酸化炭素排出量	総量 (kg-CO2)	2275 (100%)	1,670 (73.4%)	1,623 (71.3%)	1,554 (68.3%)	1,251 (55%)	1,524 (67%)	1,251 (55%)	1,251 (55%)
電力	総量 (kWh)	2,845 (100%)	2,376 (83.5%)	2,247 (78.9%)	2,169 (76.2%)	1,991 (70%)	2,033 (71.4%)	1,991 (70%)	1,991 (70%)
	都市ガス	総量 (m ³)	400 (100%)	235 (58.8%)	235 (58.8%)	221 (55.3%)	280 (70%)	239 (59.8%)	280 (70%)
廃棄物排出量	総量 (kg)	46 (100%)	41 (89.1%)	39 (84.7%)	33 (71.7%)	32 (70%)	25 (54.3%)	32 (70%)	32 (70%)
一般廃棄物	総量 (kg)	46 (100%)	41 (89.1%)	39 (84.7%)	33 (71.7%)	32 (70%)	25 (54.3%)	32 (70%)	32 (70%)

* %は基準年からの削減率です。

* 排水量は、共益費に含まれているためわかりません。

* 電力の二酸化炭素換算係数は、平成27年度関西電力の調整後排出係数0.496を使用しています。

* 活動期間は2016年度までは4月から3月でしたが、2017年度より事業年度に合わせ3月から2月に変更しました。

* 2021年度より、日本国削減目標に合わせ、基準年2013年に変更しました。

* 2021年度より2013年度比電力目標を70%(30%減)、都市ガス70%(30%減)廃棄物目標を70%(30%減)に変更しました。

上記の数値目標のほか、以下の取り組みを推進します。

- ①中小企業への予防法務による環境経営支援
- ②中小企業への環境経営普及(中小企業家同友会)
- ③環境問題NPO連携(NPO-CSCC:土壌汚染コンソーシアム)
- ④情報発信(メルマガ「中小企業の環境経営を考えるブログ」配信)
- ⑤環境教育(法科大学院で環境訴訟講義)
- ⑥事務所内環境教育

環境活動の取り組み計画と評価

方針書	取り組み計画	達成状況	評価（結果と次年度の取組計画）
2-①	電力の削減 ・電子機器の適時更新 ・電子機器の節電モード活用 ・電子機器の不要時主電源OFF ・照明回路3列分割(不要時消灯) ・晴天日窓際照明列OFF ・不在時不在場所照明OFF ・FAX電源を業務時間外OFF	基準年度： 2,845kWh (2013年) 目標：1,991kWh 実績：2,033kWh 達成状況：△	<ul style="list-style-type: none"> 電力消費は、照明、電子機器、冷蔵庫です。 このうち照明が大きいので、3列に分割し、晴天時の窓際部分の消灯、不在場所の消灯、で節電できています。 コロナ禍で事務局の時短、業務時間内終業、の影響もあります。 電子機器は、複合機やPCの節電モード、不要時電源オフ、で節電できています。 電子機器も照明も、業務に支障のない範囲で無理なく節電と両立できています。 冷蔵庫は、数年前に年末年始電源オフを試みましたが、それほど節電になりませんでした。 目標達成が続いたので、基準年を日本国目標に合わせて2013年度にしました。厳しいと思いましたが、概ね達成できました。
2-②	都市ガスの削減 ・冷暖房設定温度28度20度 ・ブラインドの活用 ・ウォームビス/クールビズ ・扇風機の導入 ・ひざ掛け、室内履き ・執務デスクの夏冬引越し ・遮熱カーテンの導入 ・温湿度計の活用	基準年度：400m ³ (2013年) 目標：280m ³ 実績：239m ³ 達成状況：○	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス消費は、テナントビルがガスヒーポンを導入しているため、冷暖房暖房空調器によるものです。 冬は、執務室の遮熱カーテンの効果が大きかったと思います。温湿度計の活用に加え、膝掛け、スノーブーツ、ウォームビズで、空調に頼るより快適でした。 酷暑は、冬に比べて室内への影響が少ないようで、温湿度計の活用に加え、扇風機とクールビズで乗り切れました。 空調の消し忘れも無くなり、コロナ禍による業務時間内終業も影響したと思います。 目標達成が続いたので、基準年を日本国目標に合わせて2013年度にしました。厳しいと思いましたが、達成できました。
2-②	一般廃棄物の削減 ・弁当持参・不要な購入抑制 ・データクラウド化 ・メール活用 ・ペーパーレス複合機 ・新聞電子版・雑誌購読抑制 ・原則両面コピー ・事務手順マニュアル化	基準年度：46kg (2013年) 目標：32kg 実績：25kg 達成状況：◎	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度から、業務データのクラウド化、メール活用などDXに取り組み、昨年度でデータクラウド化、デジタル化はほぼ完了しました。 弁当持参、不要な購入抑制、など従前からの廃棄物抑制に加え、コロナ禍による外出自粛や経費節減も廃棄物発生抑制に貢献したと思います。 両面コピーの徹底で、反古紙の発生が激減しました。 PC大型モニターによる画面上でのデータ処理にも慣れ、プリントアウトが減りました。 裁判所は民事訴訟IT化に着手し、裁判の印刷量は減りました。 行政紛争処理機関は旧態然で、昨年は多量の印刷物が発生しました。 目標達成が続いたので、基準年を日本国目標に合わせて2013年度にしましたが、達成できました。
2-②	節水	共益費に含まれているため把握不可	共有水道の利用も節水を心がけ、トイレも無駄な排水はしません。
2-②	グリーン購入 ・環境配慮型商品購入	達成状況：◎	COOL CHOICEに賛同しています。 リサイクル用紙や紙製綴具ファイルを購入、利用しています。

方針書	取り組み計画	達成状況	評価（結果と次年度の取組計画）
3	<p>環境経営の普及・啓発</p> <p>①中小企業に対する 予防法務による環境経営支援</p> <p>②中小企業に対する 環境経営の普及・啓発 (中小企業家同友会)</p> <p>③環境問題NPO連携 (NPO-CSCC: 土壌汚染コン ソーシアム)</p> <p>④情報発信 (メルマガ配信「中小企業の環 境経営を考えるブログ」)</p> <p>⑤環境教育 (大阪大学法科大学院「公法訴 訟」で環境訴訟講義)</p> <p>⑥事務所内環境教育</p>	<p>①中小企業に対する予防法務による環境経営支援 内需型・地域経済貢献型で人間尊重経営を実践する中小企業を顧問先としています。 顧問先には、予め会社資料の開示をお願いしたうえ、日常的な経営法律相談、契約書等の作成・チェック、社内研修、などのコンプライアンス支援、予防法務サービスを、迅速かつ的確に提供しています。</p> <p>②中小企業に対する環境経営の普及・啓発 中小企業家同友会において、大阪府同友会の環境経営部会の部会長、および、全国協議会の環境経営委員会の委員長として、地元大阪の会員企業、さらに、全国の会員企業に対して、環境経営の意識を啓発し、環境経営を普及する運動に携わっています。</p> <p>③環境問題NPO連携 NPO-CSCC(土壌汚染コンソーシアム)の会員として、土壌汚染対策や規制の実務や技術の知識、見分を広めるとともに、土壌汚染対策法や汚染土地取引を巡る法律知識について研修しています。</p> <p>④情報発信 事務所ホームページ掲載の「中小企業の環境経営を考えるブログ」で、中小企業経営や環境問題に関する知識普及・意識啓発の話題を毎月2題更新し、メルマガとして配信しています。</p> <p>⑤環境教育(法科大学院で環境訴訟講義) 大阪大学法科大学院の「公法訴訟」で、自身で取り組んだ環境訴訟3題を法科大学院生に講義しています。</p> <p>⑥事務所内環境教育 毎月2回の事務所会議で、環境問題と関係分野の勉強会を行っています。</p>	<p>①日常的な経営法律相談が量質ともに増えてきています。 オンライン定期面談もしました。 去年は社内研修も増えました。 WEBアンケートでビジネスモデル確立の課題も見えました。</p> <p>②中小企業家同友会の全国協議会では、方針や提言の立案に中小企業環境経営を普及啓発、推進する方向で参画できました。 大阪府中小企業家同友会でもオンライン活用でほぼ従前どおりの活動を復活できました。 2050CNで脱炭素が中小企業にも経営課題となった今、さらに中小企業環境経営の普及啓発に努めます。</p> <p>③土壌汚染土地取引の判例集積も収まり、土壌汚染問題実務に関する周辺法領域に対するニーズにも応えていきます。</p> <p>④昨年度は毎月2題の発信をやりきることができました。</p> <p>⑤去年はリアルで講義できました。</p> <p>⑥事務局の環境問題や情勢問題の知識も増え、環境経営支援を軸とする事務所経営方針に対する理解と確信も深まっています。</p>

総括（代表者の見直し）

従前から取り組んできた、環境問題と中小企業運動を発展的に融合させ、「中小企業に対する予防法務による環境経営支援」を当事務所の使命としています。2015年4月に経営理念として方向性を定め、2017年7月に経営方針として明確にしました。

予防法務による環境経営支援は、主に顧問会社に対するものです。

この間の働きかけもあり、日常的な経営法律相談は量質ともに増え、昨年度は社内研修も増え、オンライン定期面談も始め、顧問先との信頼関係は着実に深まっていると感じています。

昨年度は、コロナ禍を機に取り組んだDXを継続し、事務所データのクラウド化、情報収集や事務処理のオンライン化、など、データと業務のデジタルイゼーションは、ほぼ完了することができました。

デジタル化は、紙ごみの削減、事務的業務の削減や効率化、顧問先対応や情報収集の迅速化、効率化、にも貢献していると思います。

削減目標と実施体制は、次年度以降も現状どおりで継続します。

自社経営ではさらに、顧問先に対する予防法務支援のビジネスモデル確立、併せてデジタルイゼーションの先のデジタルトランスフォーメーション、広く中小企業への環境経営の普及・啓発に取り組みたいです。

環境関連法規制等の順守状況

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	関連条例等による規制	該当する設備・項目
		(法律、規則、 施行令)		
廃棄物処理法	市町村で定める方法に従い分別	第2条の4	大阪市一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物
容器包装リサイクル法	市町村で定める方法に従い分別	第4条	大阪市分別収集計画	容器包装(金属、紙、 プラスチック、ガラスび ん、ペットボトル等)
小型家電リサイクル法	分別し、再資源化を適正に実施す るものに引き渡すように努める	第7条		パソコン廃棄時
家電リサイクル法	廃棄時に再資源化となるよう処理	第6条		冷蔵庫廃棄時

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。
また、過去3年間にわたって、関係当局からの指摘や訴訟もありませんでした。

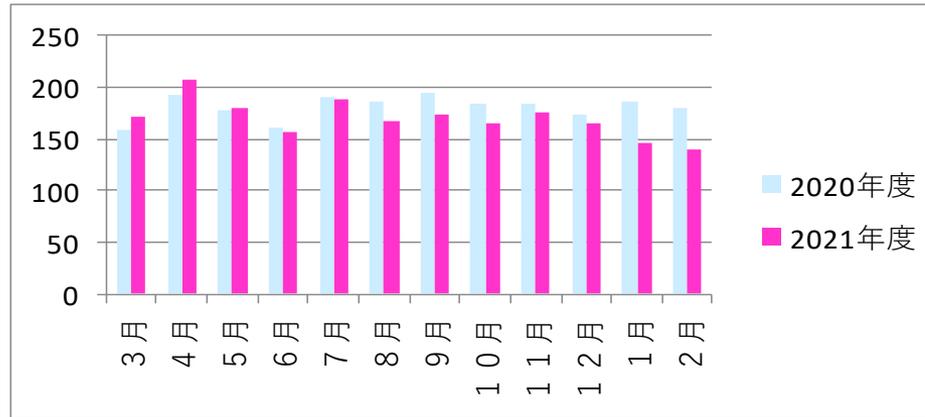


<電気>



電気 (KWh)			
	2020年度	2021年度	昨年度 比率(%)
3月	159	171	95%
4月	192	208	102%
5月	178	179	99%
6月	161	156	97%
7月	191	188	98%
8月	186	167	90%
9月	194	174	90%
10月	184	165	90%
11月	185	175	95%
12月	173	164	95%
1月	186	146	78%
2月	180	140	78%
合計	2169	2033	94%

(KWh)

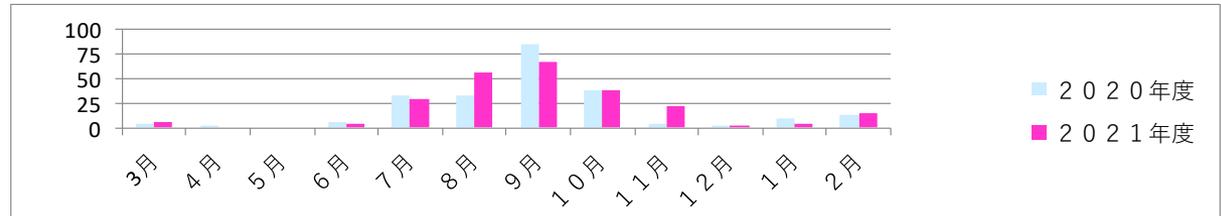


- ・晴れて明るい日は窓際の列(上の写真の一番奥)の照明を消しています。
- ・業務時間内外を問わず、照明は執務場所の必要最小限にしています。
- ・電子機器の節電モードや不要時の電源オフや消灯など、互いに声かけあって、臨機応変な節電をしています。
- ・次年度はPC購入予定なので省エネ機種を選定します。

<都市ガス>



(m³)



冷暖房ガス(m ³)			
	2020年度	2021年度	昨年度 比率(%)
3月	3.8	5.5	145%
4月	0.2	0	10%
5月	0	0	100%
6月	4.8	3	63%
7月	32.2	29.6	92%
8月	32.7	55.3	169%
9月	84.3	66.7	79%
10月	37.3	37.4	100%
11月	3.5	22	629%
12月	0.5	0.9	180%
1月	9.6	3.9	41%
2月	12.3	14.5	118%
合計	221.2	238.8	108%

- ・主なガス消費は、空調機(下の写真)です。
20度28度を目安に、羽の向きなど調整しながら、体感適温になれば切っています。
空調機の羽の向きや運転・停止は、互いに声掛けしながら、節電と快適性を両立しています。
- ・執務室は、窓際と奥側の2つの机があるので、夏用、冬用、と引越しています。
- ・執務室は窓からの外気影響が大きいので、冬は遮熱カーテンを設置(下の写真)しています。
- ・冬はモフモフ防寒(ひざ掛け、上着、スノーブーツ)、夏は服装の工夫と扇風機併用で、ウォームビズ、クールビズ、をしています。
- ・来客時は、お客様優先で、空調で室温を整え、服装も失礼のないようにきちんとしています。
- ・最近、テナントビルが空調機を更新してくれたので、省エネ性能も向上したことに期待します。

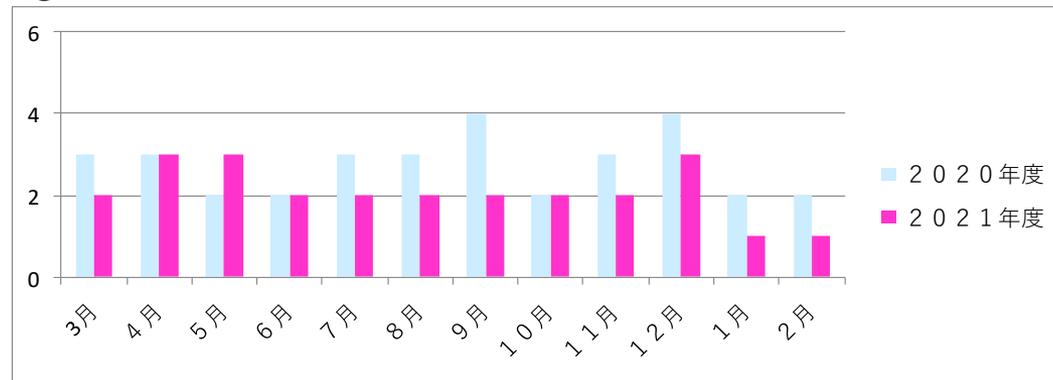


<一般廃棄物>

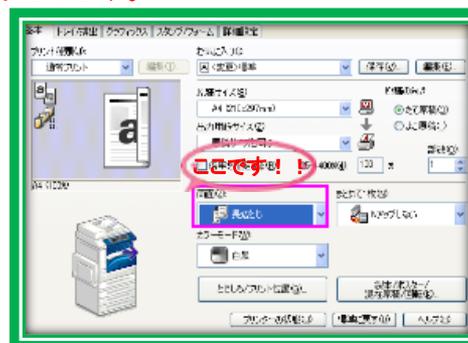


一般廃棄物(kg)			
	2020年度	2021年度	昨年度比率(%)
3月	3	2	67%
4月	3	3	100%
5月	2	3	150%
6月	2	2	100%
7月	3	2	67%
8月	3	2	67%
9月	4	2	50%
10月	2	2	100%
11月	3	2	67%
12月	4	3	75%
1月	2	1	50%
2月	2	1	50%
合計	33	25	76%

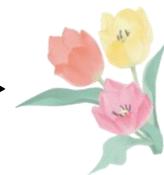
(kg)



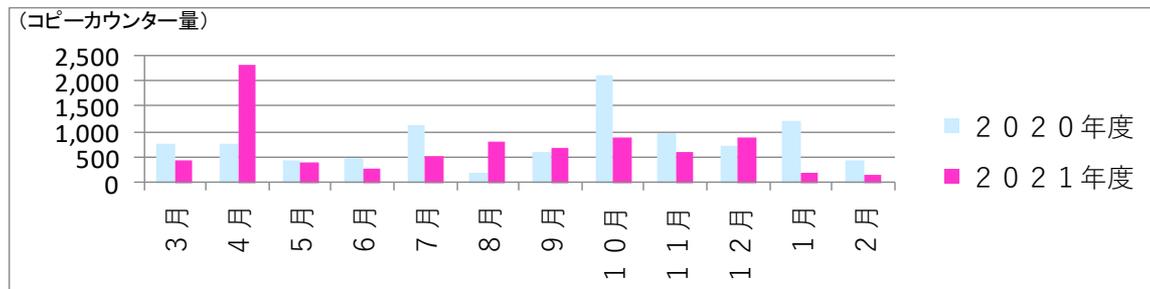
- ・ペーパーレス複合機を活用し、FAX排紙はほぼゼロ、スキャンを活用し、両面コピー原則(写真)、ミスコピー削減マニュアル化、で、紙ゴミを削減しました。
- ・情報収集や情報送受信は原則オンラインし、紙ゴミをさらに削減しました。
- ・お弁当持参(写真)が定着し、コンビニゴミが無くなりました。
- ・プラゴミ分別(写真)を始め、テナントビルの分別(写真)にも協力しています。
- ・プラゴミの分別は引き続き徹底するとともに、無駄な購入をさらに減らします。



<一般廃棄物削減としてのコピー用紙使用量削減の取り組み>



紙使用量(コピーカウンター量)			
	2020年度	2021年度	昨年度比率(%)
3月	758	447	59%
4月	774	2317	299%
5月	442	409	93%
6月	489	278	57%
7月	1117	521	47%
8月	210	819	319%
9月	591	674	114%
10月	2116	880	42%
11月	955	605	63%
12月	720	903	125%
1月	1213	192	16%
2月	453	165	36%
合計	9838	8210	83%



- ・紙使用量はコピーのカウンター数で計量しています。
- ・ペーパーレス複合機を活用し、FAX排紙ほぼゼロ、事務所データは原則すべてスキャンしてクラウド化しました。
- ・両面コピーを原則にしています。
- ・情報収集や情報送受信は原則オンラインとし、メールや電子申請を活用しています。
- ・一昨年に導入したPCの32型モニターの活用にも慣れ、画面上の業務処理でプリントアウトが減りました。
- ・紙使用量は事件業務に左右されます。
裁判所は民事裁判IT化が進められています。
が、行政紛争処理機関は旧態然のまま、昨年はそのために印刷量が大幅に増えました。
- ・事務処理マニュアル化で、無駄なコピーやミスコピーを減らしています。
- ・さらにオンライン上での作業を徹底し、紙利用を減らし、紙ごみを削減します。



中小企業の環境経営

当事務所の使命

日本の自然は、そこに生活してきた人々によって、護られ育まれてきました。地域の自然環境は、地域社会や地域経済と共生してきたのです。

中小企業は、地域に仕事を創り、納税でインフラを賄い、地域の社会と経済を支えています。
。中小企業もまた、地域社会、地域経済、そして地域の自然環境と共生しています。

中小企業の環境経営とは、このような、地域の社会、経済、歴史や文化、自然環境と共生する、持続可能な経営です。

当事務所は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士事務所として、このような中小企業を、予防法務により、その経営の安定と発展を支援することを使命としています。

中小企業経営者の方々に、アフターコロナは、G(グリーン:環境)とS(サステナビリティ:持続可能性)へのX(トランフォーメーション:再構築)、すなわちAC=DX(GX+SX)の方向性を示しながら、脱炭素・エネルギーシフト・2050年カーボンニュートラルの環境経営の啓発、普及に努めます。



予防法務 DX

環境経営の支援は、顧問契約による「予防法務」です。

地域と共生する持続可能な中小企業経営に必要なのは、紛争や裁判を回避する「予防」を最優先してくれる顧問弁護士です。日頃から、後継者、経営幹部の方々も含めた会社ぐるみのお付き合いで、コンプライアンスの課題やリスクを早めに発見し、事前に紛争を回避できます。

このような予防法務の実践をDXすることは、より迅速的確な対応を可能にし、ペーパーレスはじめ環境負荷低減に役立ちます。

・平日48時間以内の迅速・的確な回答

予め就業規則など会社資料を共有させていただくとともに、法律問題か否かに関わらず、日頃から気軽にご相談やお問い合わせをいただけるようにし、平日48時間以内に回答しています。

メールの他、Teamsの活用、Zoomオンライン面談、も可能です。

・オンライン定例面談

定例のオンライン面談を設定して、ご相談に限らず、経営者のお考えや会社の近況報告もうかがえるようにしています。

・社内研修、セミナー

改正個人情報保護法、パワハラ防止法、プラスチック新法、等のテーマで社内セミナー、社外セミナー、月刊誌への寄稿、も行いました。

・Formsによる顧問会社さまアンケート

予防法務に対する満足度をお伺いする「顧問会社さまアンケート」をFormsで年1回実施しています。

・顧問会社さま資料のデータ化クラウド化

開示・共有いただいた会社資料をデータでクラウド上で保管し、整理し、事業年度ごとに見直し、更新して、常に最新の資料に基づいて、ご相談に迅速・的確に対応できるようにしています。



中小企業家同友会での活動

中小企業家同友会は、「よい会社」「よい経営者」「よい経営環境」を目的としています。
大阪府中小企業家同友会では環境経営部会の部会長として、中小企業家同友会全国協議会（中同協）では環境経営委員会の委員長として、中小企業に環境経営を普及、啓発しています。

中同協環境経営委員会

- ・環境経営委員会として「同友エコアンケート（環境経営・エネルギーシフト・SDGsに関するアンケート）」を継続実施できました。
- ・愛媛同友会大学で、中小企業の環境経営をテーマに講演しました。

大阪同友会環境経営部会

- ・オンライン活用により、コロナ以前の活動をほぼ復活することができました。
- 植樹祭（中央環状線沿い近畿道高架下の緑化活動、主催は「命の輝き共生の森計画推進協議会」）では、将来の桜並木づくりの移植を行いました。

◆ 経営指針実践からEMS認証取得へ

- ◆ 経営指針あり80.25% 第1次審査通過136社ほぼ全社
- ◆ 環境マネジメントシステム(EMS)の認証取得 全回答数の1割弱
→第1次審査通過企業の24%

中同協
同友エコ・SDGsアンケート
から

中小企業の
環境経営

AC=DX(GX+SX)

弁護士 赤津 加奈美
中同協環境経営委員長 大阪同友会会員

13日 24



NPO土壤汚染コンソーシアムでの活動

NPO土壤汚染コンソーシアムの会員として、セミナーに参加して、研究者の方、調査会社やゼネコンの方、行政の方、から、土壤汚染の対策や規制の実務や技術の知見を学んでいます。

他方、年1回、弁護士として、土壤汚染対策法や汚染土地取引を巡る法律知識に関するセミナーを講演しています。

今年は、土壤汚染問題に関して、情報公開と個人情報保護について、お話ししました。

情報公開
個人情報保護

~土壤汚染問題で考える~

CSCC土壤汚染対策シリーズセミナー 2022.3/25
弁護士法人赤津法律事務所

歴史

年	法律・条例
1966年	Freedom of Information Act 情報自由法
1980年	プライバシー保護と 個人データの国際流通 OECDガイドライン8原則
1980年代	自治体における 情報公開条例 個人情報保護条例
1999年	情報公開法
2003年	個人情報保護法
2016年	EU一般データ保護規則 (GDPR)

©弁護士法人赤津法律事務所 2022/3/25 2



中小企業の環境経営を考えるブログ

環境経営、予防法務、環境法、環境問題に関する話題を
赤津法律事務所HP(<https://akatsu-lpc.jp/>)に掲載、
毎月1回、メールマガジンで配信しています。

人も自然も輝く未来に
中小企業の環境経営を予防法務で支援します。

ご挨拶

赤津法律事務所

私は、子供の頃、義務で、大企業といえども公害責任が求められるのを見て、弁護士志になりました。

永遠を築くガム事件、阪神松本はるまじ、西エネ発電所環境問題、などの環境問題を担当し、一貫して、公害・環境問題に取り組んできました。

中小企業環境経営にも参加し、ネットワークでも環境問題の視点から中小企業運動に関わります。中小企業の環境経営こそ日本の未来を明るく健やかに育てることに至りました。

当事務所は、中小企業環境経営の普及を使命とし、社会的責任を自覚して実践しようとする中小企業経営者の皆さまを、予防法務で支えます。

弁護士 赤津 無奈美

事務所概要

アフターコロナは環境経営の時代

バイデン大統領主催の気候変動サミットで、日本は温室効果ガスを2030年までに46%削減(2013年比)する目標を世界に約束しました。今までは26%でしたから、2倍近い意欲的目標です。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次報告書(2014年)は、人類の未来について4つのシナリオを示しました。

「このままでは今世紀末に地球の平均気温は4度前後上昇し、最悪のシナリオが待っている」
そのメッセージは世界に衝撃を与えました。

では、2度未満、1.5°C程度に抑えるにはどうすればよいのか?

これに対してIPCCは、1.5特別報告書(2018年)を発表しました。そこで示されたのが「2050年頃に排出量ゼロ」でした。

コロナパンデミックで世界中の経済が大打撃を受けました。コロナパンデミックもまた、地球環境問題ゆえに発生したものですから、経済の再構築を気候危機回避の方向に求めるのは、正しい選択だと思います。

アフターコロナの世界を考えると、変わるもの(こと)、と、変わらないもの(こと)を見極めたいと思います。

人類がコロナを克服できても、気候危機は在り続けるわけですから、温室効果ガス削減、脱炭素の流れはさらに強くなるでしょう。

そして、ユヴァル・ノア・ハラリ著「サピエンス全史」を読んで、なるほど!と教えられたのですが、人類がグローバルに統合していく流れも、変わらないと思います。

中小企業にも脱炭素の波(TCFD)

TCFDって、知ってますか?

「気候関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の略です。

気候変動が金融市場に重大な影響をもたらすと認識が主要国に広がり、G20の要請を受け、金融安定理事会(FSB)によって、マイケル・ブルームバーグ氏を委員長として設立されました。

2017年6月に最終報告書が公表され、企業等に対し、気候変動に関連するリスクと機会、その財務への影響を情報開示するよう求めています。

気候変動が金融の安定にもたらすリスクについては、2015年9月の、イングランド銀行総裁で金融安定理事会の議長でもあったマーク・カーニー氏のスピーチ「ホライズンの悲劇」が有名です。

日本語訳が一般財団法人地球・人間環境フォーラムのサイトにあったので、抜粋して引用してみますね

事業継続力強化計画認定



事業継続力強化計画の認定を取得しました。

- ✓ 事務所データをクラウド化していること
- ✓ 自宅でも事務所と同様の業務が可能であること
- ✓ 自宅から事務所まで徒歩可能であること
- ✓ 非常時連絡手段を確保していること

などが主な対策です。

3 事業継続力強化の内容
 (1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
	避難、安全確保	発災直後/〇地震	〇地震発生時の対応策 〇地震発生時の対応策 〇地震発生時の対応策

20210623 近経第8号
 令和3年6月25日

弁護士法人寺澤法律事務所
 代表社員 寺澤 加奈美 殿

近畿経済産業局長 米村 敏

事業継続力強化計画に係る認定について

令和3年5月17日付けをもって申請のあった事業継続力強化計画については、中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき認定する。

事務所内の活動



●事務所会議 月2回

事務所会議を月2回定例化しています。

- 経営計画の進捗状況の確認
- 環境問題、情勢、法律実務、の勉強会
- 事務処理などの打合せ

をしています。

- 勉強会は、新聞や雑誌などから記事を抜粋し、読み合わせながら、代表者による解説も交えて、勉強しています。
- 弁護士と事務局の、情勢認識や環境知識の共有に役立ち、事務所の経営指針に事務所全体で確信を深めることに貢献しています。

◆事務処理マニュアル

事務処理マニュアルを実践し、実践に基づいた継続的改善をしています。

事務処理の正確、迅速、効率、に、貢献しています。

環境問題

- ・SDGs
- ・気候変動
- ・貧困格差
- ・水素開発
- ・脱炭素
- ・人口と世界

法律問題

- ・裁判IT化

時事問題

- ・新型コロナウイルス
- ・NBL感染症対応
- ・インボイス
- ・アフターコロナ
- ・中小企業家しんぶん
- ・ノーベル賞

